

令和7年度 阿賀野市かん水用機械等 整備対策事業費補助金

渇水による農作物の被害対策を行う農業者等を支援します

阿賀野市における渇水や異常高温により、かん水用機械等の借上げ・購入を行う場合の費用や、機械の燃料費の一部を補助します。支援を希望される方は、要件を確認の上、必要書類を添えて申請してください。

●対象者

かん水を必要とする水稲や園芸作物を作付けする農業者、農業者等を組織する団体、農業法人で、次の要件に該当する者。

・水稲作付者

かん水実施必要面積が、令和7年産水稲作付面積の30%以上または30a以上

・販売用を栽培する園芸作物生産者

かん水実施必要面積が、10a以上

●補助金額

対象経費の2分の1以内

対象経費が上限額を超える場合は、上限額の2分の1を補助します。

●対象経費

令和7年7月1日から当面の間に借上げ・購入したかん水用機械等

対象経費	対象経費上限額	補助額(最大)
ポンプ車等の借上料	18,700円/日	9,350円/日
ポンプの借上料	3,200円/日	1,600円/日
ポンプの購入費	93,100円/台	46,550円/台
ホースの購入費	8,800円/巻	4,400円/巻
ポリタンク(500L以上)の購入費	28,700円/個	14,350円/個
かん水用機械等燃料費	1,800円/日	900円/日

●申請方法(申請書等の様式は、市ホームページ、農林課窓口でも入手できます)

令和7年11月28日(金)までに、申請書と必要書類を農林課に提出してください。

- ① 阿賀野市かん水用機械等整備対策事業費補助金交付申請書兼請求書
- ② 阿賀野市かん水用機械等整備対策事業実施計画書(実績報告書)
- ③ ほ場の位置図
- ④ 請求書の写し及び領収書の写し
- ⑤ 作業日報
- ⑥ 納品または使用状況の確認できる写真
- ⑦ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

